

徳島県訓令第6号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 センター等  
各 総合県民局

徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県副知事の担任意務に関する規程（令和五年徳島県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「（生活環境政策課国際交流室を除く。）及び子ども未来部」を「、子ども未来部（青少年・子ども家庭課、徳島県子ども女性相談センター及び徳島県立徳島学院に限る。）及び出納局」に改め、同号ホ中「及び公安委員会」を「、公安委員会及び労働委員会」に改め、同条第二号中「伊藤大輔」を「村上耕司」に改め、同号イを次のように改める。

イ 観光スポーツ文化部（観光政策課に限る。）、子ども未来部（青少年・子ども家庭課、徳島県子ども女性相談センター及び徳島県立徳島学院を除く。）、保健福祉部、経済産業部及び農林水産部に関すること。

第二条第二号中ハをニとし、同号口中「、労働委員会」を削り、同口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 病院局に関すること。

附 則

この訓令は、令和六年七月六日から施行する。